

# 曹法大 中



多摩校舎正門

1999. 5

中央大学法曹会

No. 17

中央大学校歌

石川道雄 作詞  
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさばらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞  
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央



# 「中大法曹」第十七号目次

表紙題字揮毫 横山 昭  
表紙写真 多摩校舎正門

中大広報課

## 巻頭言

原点に還ろう……………元日弁連会長 阿部 三郎 (3)

御 報 告……………幹事長 田 宮 甫 (8)

田宮執行部のあゆみ……………副幹事長 横 山 昭 (13)

—事務引継を兼ねて—

任期を終えて……………副幹事長 新 井 嘉 昭 (19)

副幹事長として思うこと……………副幹事長 牧 野 忠 (22)

## 第一部 司法試験対策

炎の塔を作ろう……………学研連委員長 松 家 里 明 (31)

法職教育検討委員会活動報告……………委員長 鈴木康洋(37)

大学問題委員会活動報告……………委員長 中津靖夫(59)

中大テミスを育む会報告……………事務局長 中津靖夫(61)

法職講座抜本的改革プラン四ヶ年計画……………中央大学法職講座運営委員会(66)

―ゼミチューター派遣のお願い―

現場からの抜本改革プラン……………中央大学法職講座司法試験受験指導相談員 阿部 鋼(70)

(私が一年間司法修習を遅らせた理由)

座談会 現代司法試験事情〜中大司法試験受験生を取り巻く現状……………(115)

(「中大テミスを育む会」は中大司法試験受験生のために何をすべきか)

## 第二部 各地会員からのお便り

雑感(会員拡大と分会設立の意義)……………委員長 村山芳朗(157)

北海道 「私のさっぽろ」案内……………弁護士 渡辺裕哉(162)

秋田 秋田の海山あれこれ……………裁判官 田邊三保子(167)

埼玉 子を持って思うこと……………検事 佐藤光代(173)

大阪 徒然考……………弁護士 浅岡建三(176)

熊本 弁護士一〇年、障害問題と関わって……………弁護士 東 俊裕(183)

東京 厳然たる歴史的事実の風化の排除……………弁護士 横山 昭(189)

関係諸規定……………(197)

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)



中央大学学員会会則

中央大学法曹会会則

中央大学法曹会人事委員会規則

法職教育検討委員会規則

大学問題委員会規則

会則検討委員会規則

参考資料

役員等名簿……………(235)

学校法人中央大学等役員名簿(中大法曹関係)

中央大学学員会役員名簿(中大法曹推薦)

中央大学法曹会役員名簿(平成九・一〇年度)

中央大学法曹会各種委員会委員名簿(平成九・一〇年度)

平成一一年度司法特設講座講師名簿

会報報告・主要開催行事……………中央大学法曹会事務局長 諸永芳春(255)

合格者数表……………(279)

編集後記……………(282)



卷  
頭  
言

卷

一

言



# 原点に還ろう

元日本弁護士連合会会長



阿部 三郎

中央大学広報課による中央大学一九九九年版のインフォメーションをいただいた。

全ての学部学科、大学研究室、学ぶ環境、キャンパスライフ等々、中央大学のすべてをこの一冊にまとめ上げたもので、まさに広報課による力作である。

そして、この大学案内を手にし、ある一頁のことに自分の生き方を見出し、ある教授の言葉に感動し、あるキャンパスライフに共鳴を感じずる受験者も多いことだろう。そのように感じた諸君は絶対に合格するはずだ。大学キャンパスは、すべてをあげて君達を待っている。ぜひ、中央大学の門を叩きたまえ。叩けば必ず開かれる。

こんな思いを感じながら、私も大学案内を読んだのであった。

そして、読みすすみ私の出身学部が目とまる。

法学部案内は『法学部で学ぶ五つのポイント』として、第一のポイントには法曹界をリードする「法科の中央」とある。

「法学部は一世紀を超える歴史と伝統を誇る中央大学の看板学部で、日本の法曹界をリードする役割を果たしてき

ました。

例えば、わが国の弁護士のうち優れた四分の一以上が本学の出身者でうめられ、また、検察界でも多数の卒業生が第一線のトップとして活躍中です。このような先輩の存在は、法曹への登竜門である司会試験を目指す現役学生達にとって、大きな刺激であり、励ましとなっています。」と紹介されているのだ。確かに、この内容は誤っていない。事実であったのだ。

しかし、あと何年このような状態でおれるのか。数年ももたないのではなからうか。既に、司法試験合格者数においては、東大、早大に遅れをとって久しい。しかも、昨今は、京大、慶大にも水をあけられ、順位も四、五位にランクされている。

合格者が八〇〇名より一〇〇〇名台に入る時期にもかかわらず、一割にも満たない六〇名〜七〇名の合格者数では、大学案内の法学部で学ぶ第一のポイントなるものは、現実には過去のものとなりつつあることは否定できない。

『どうしてこうなったのだ。』『何が足りないのだ。』『どうすればいいのだ。』

中央大学法曹会の学員一同、すべて、この現実には驚き、嘆き、そして母校法学部の将来を懸念しながら、その対応に苦慮しているというのが現実の姿である。

それは、泥沼のようなもの。深みに入れば足も抜けなければかりか、浮かぶこともできない。

こんな状況のとき、よく、ここが悪い。誰が悪い。そして、あの時こうすべきであった等々の声をよく耳にする。しかし、批判だけでは事は進まない。

このときに当り、わが中央大学は、法人も、教学も、そして学員も、全学的に母校の原点に立ち還り、その上で物を看て、考え、そして実践しなければならぬと痛感する。

その際の母校の原点にあるものとは何か、云うならば、それは建学の精神である。



母校の設立は、英吉利法律学校として設立された明治一八年当時に遡る。当時の日本は、明治維新後、まだ二〇年足らずで、憲法も存在しない政治、経済共に不安定の時期にあった。まさにあらゆるものが封建主義から近代主義へと移行する激しい流動の時代で、挙げて欧米の制度や文化の移入と模倣に狂奔していた時代でもあった。

法制の面でも、大審院を頂点とする裁判の制度が一通り備わったとはいえ、不平等条約の改正という大きな問題に当面しながらも、民法典は政府の法律顧問、フランス人、ボアソナードの手によって、やっと編纂が進められている程度、刑事法の面でも、やや法典の形をなすようになった旧刑法や治罪法が施行されて日なお浅く、刑事弁護の制度や裁判公開が認められて、漸く三年目という時期であった。

このときにおけるわが母校の前身である英吉利法律学校の創立者の考え方は、民法、商法も含めて、一刻も早く新しい日本の実情に則した法整備とその運用がなされ、早急に不平等条約の改正に備えた体制をとらなければならないというこの時期、抽象的法体系性のフランス法一辺倒のやり方で、果たしてこの難局を克服できるであろうか。他方、イギリスの法学は、国民の権利保護の伸張を基本とするという面だけではなく、イギリスそのものが、当時産業革命を経て世界的規模で、めざましく発展し、商業、産業すべての実務上のルールにおいても、法の支配そのものが機能し、その実際性、実証性が尊重されている実情にある。また、その法の運用においても、法制上の基礎作り、培養及びその発展のため、バリスターといわれる弁護士が、優れた学識や事務能力をもって、これに当たっている現実をみるにつけても、わが国において、今必要なことはイギリス法流による法学教育であり、バリスターにも匹敵する学識や、法学事務能力に優れた、しかも品性の高い紳士としての代言人を育成することであるとして、一八名の若い法律家が英吉利法律学校を創立したのである。

こうして、私ども母校の創立者は、官僚独善につながる概念法学を排し、社会の真理を体得することが真実の法学であるとして、創立早々の学科課程にも訴訟演習を導入するなどして、応用による実践の教育体制を確立したことで



ある。

私は、ここに原点を見出したい。

「社会の真理を体得することが真実の法学であり、応用による実践の教育体制を確立し、」社会の要請に的確に対応できる人材を創ること、この建学の精神をもって、暗い道をたどるわが中央大学の司法試験受験体制に光を当てていくべきものと思うのである。

昨今の司法試験の受験には、極めて技術的なものも会得しなければならない。試験のための予備校が盛んになっているのもその技術性にある。

一方、大学の法学教育は、総合大学の一環としての位置づけのなかで、伝統的な学問の継承と発展に向けて努力される教授各位の研究と教育によって維持されている。

そして、その研究は学問としての法律学と法の理念に基づく正義、公正、自由、平等、人権、福祉等々の諸課題における真理を追い求めるところにある。しかし、このような教学関係者の研究と教育は学問の世界の中でも優れて一つの「点」であり、あるいはごく一部の「面」である。それを線でつなぎ、総合しながら大きな「面」とする学問もなければならぬ。

この総合された「面」に、さらに「応用による実践」を加えた教育によって、そこに社会適応力を有するに至るならば、それは必ず社会に出た場合の優れた人材として開花するのである。それはまた教学関係者のすべての研究がこの人材によって社会に還元されることでもある。そしてこれこそが真の大学教育であると思う。

司法試験の場合も大学の法学教育をさらに大きな「面」に総合させ、さらに「応用による実践教育」をもって受験適応能力を強化し法律実務家としての資格取得への道を拓くことが、今必要とされているのである。

中央大学の独自のものとされる法職講座の存在意義は、法学の研究教育と司法試験との間にあるギャップを調整し

ながら、そこにより一層高い学問としての価値を見出していかうとするものである。

私が原点としたいとする母校創立者の建学の精神である「社会の真理を体得することが真実の法学である。」とする理念は、まさに各教学関係者個々人のためにあるとするならば、もう一面の「応用による実践の教育体制確立」という理念は教学関係者のそれぞれの成果を総合し、大きな「面」に向けての体制を確立するものと受け止め、これを法人、教学、学員も含めて全学的に取り組むことにある。

このようにして、「応用と実践の教育体制の確立」の理念は、今日的には司法試験体制の確立強化策として具現されなければならない。このときに当り、これまでも多くの受験者諸君によって、法職講座、学研連、及びその答案練習会、その他、研究会と称する受験者グループ等、さまざまな機会をもって受験に備えてきたところだが、そこに有機的、組織的、且つ一体的な教育の姿が看とれないのが残念である。中心軸となるものがみられないのである。

平成九年一月中大法曹会を中心に「中大テミスを育む会」の設立に向けて発起人会が発足した。

それは、全国の中央大学関係司法試験受験生に対し、短期、中期、長期的計画に立ってこれを強力支援しようという会である。

それは、建学の精神である「応用と実践による教育体制」を実現するため、わが中央大学の弱点を今日的視点においてとらえた法曹学員よりの提案である。

願わくは法人側におかれても、この「育む会」には深いご理解と物心両面のご協力を賜りたいのである。

「テミスを育む会」それを大学教育のなかに予備校まがいの機能を持ち込むものとみるならば、いかにも近視眼的で大局を見据えないものである。

我々はこの原点に立ち還って、早期に首位合格をはたし、過去の栄光を勝ちとらなければならない。



# 御報告

中央大学法曹会幹事長



田宮 甫

私ども執行部は就任以来、次のような事項を実行して参りました。

まず第一に、我が中央大学法曹会の機構の改革につきまして、幹事を六〇〇名に倍増し増員した幹事は概ね若手会員を充て、法曹会の若返りをはかると同時に、従前定めなかった会費についても規則を制定し、会費は会員年額金三〇〇〇円（但し役員は年額金一万円）と定め、法曹会の財政基盤の安定と健全化をはかりました。

総会・幹事会とも従前の倍以上の方々のご出席頂き活性化しており、「老・壮・青」打って一丸となって、自由闊達に討議しあい、パワーを全開させる活動ができることとなったことは大きな喜びであります。また、財政的にも司法試験対策のための措置、法学部学生有志の法廷見学・傍聴会の開催、「司法試験入門」を編集刊行し、平成一一年度法学部新入生全員に配布する事業等への支出に充てることもできました。

第二に、従前、東京を中心に会員を限っていた我が法曹会の構成を全国規模に広げるよう会則を改正し、現在各地の同志法曹に呼びかけており、既に、名古屋・広島・札幌・横浜・埼玉・千葉等においてランチ結成の準備活動が活発になされております。



いずれ近いうちに、全国の白門・法曹の総力を結集することができると存じます。

第三に、我々法曹会の会員同士の意思疎通を更に高めるため、隔年に発行されている『中大法曹』の他に『中大法曹ニュース』を発行いたしましたところ、望外の好評を頂きました。

第四に、大学関係者との協議、南甲倶楽部等との意見交換、学研連との提携の強化等の機会をもって参りました。

第五に、本学出身司会試験合格者へのお祝い品の贈呈、優秀卒業生への記念品の贈呈等も決め、ホームカミングデーには当会からも記念品を贈って参りました。

最後に第六として、法科の名門中央の復活のため、司法試験合格のための短期・中期・長期の各対策を調査・研究しており、とり敢えずの短期対策として、次のような具体策を大学当局に提言致し、再三にわたり実行方を要請いたして参りました。

#### 「本学関係者の司法試験合格者増のための短期対策」

一 一定の場所（例えば、駿河台記念館内等）に短答式合格者中より最低五〇〇名（目的意識をもち、かつ合格への強い意志を有する者を選別）を収容する教場を確保する。

二 学校経費より最低金二億円を拠出する。

三 ビデオ等の設備・機器を備える。

四 受験予備校のカリキュラム及び教材等を購入する。

五 受験指導の能力のあるチューターを確保し、徹底指導するとともに、時給一万円以上を支給する。

ご承知のとおり、昨年一〇月三〇日に発表されました平成一〇年度司法試験合格者総数八一二名中、本学関係者は一割にも満たない六八名にすぎず、東大、早稲田、慶応、京大に次ぐ五位に再度転落致しました。私どもが大学当局に再三にわたり警告して参りましたとおりになりました。





# 御願い書

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

我が中央大学は建学以来「法科の中央」として百余年の歴史を有し、司法試験等において抜群の成績を修め、とりわけ、昭和二六年から昭和四五年までは合格者数第一位の地位を保って参りました。然るに、近時本学の司法試験の合格者数の低下は目を覆うばかりで、ついに、平成八年は第五位、平成九年は第四位（論文式試験合格者数）という惨憺たる状況に立ち至っております。

私ども法曹会としては、法科の名門中央の復活のため、司法試験合格のための短期・中期・長期の各対策を調査・研究し、具体策を大学当局に提言し、実施について積極的に協力し、関与すべきと存じ、大学問題委員会等において検討致しました結果、短期対策として、大学当局に至急提言すべき事項として次の事項を決定致しました。

## 記

「本学関係者の司法試験合格者増のための短期対策」

- 一 駿河台記念館内に短答式合格者中より最低五〇〇名（目的意識をもち、かつ合格への強い意志を有する者を選別）を収容する教場を確保する。
- 二 学校経費より次の二乃至五項の費用等に充てるため最低金二億円を拠出する。
- 三 ビデオ等の設備・機器を備える。
- 四 受験予備校のカリキュラム及び教材等を購入する。
- 五 受験指導の能力のあるチューターを確保し、徹底指導にあたらせるとともに、時給一万円以上を支給する。



右の提言は平成九年一〇月に内海英男理事長先生に直接「御願い書」としてお渡し申し上げておりますが、平成一年度の予算編成にあたり是非とも予算措置を講じて頂きたく、失礼をも顧みず再度お願い致します次第であります。大学当局におかれましては十分ご検討の上、至急具体的措置をお執り賜りたく、伏してお願ひ申し上げます。

平成一〇年九月吉日

中央大学法曹会

幹事長 田宮 甫

学校法人中央大学

理事長 内海英男様



## 田宮執行部のあゆみ

—事務引継を兼ねて—

中央大学法曹会副幹事長

横山 昭

中央大学卒業生を中心として組織されている中央大学学員会は一七〇有余の支部があり、その会員実数は現在二十数万名といわれている。

しかして、中大法曹会は、右のように多数支部中、その会員は数千名であるが、伝統的に有力支部の一と内外共に認められている。

この中大法曹会平成九・一〇年度第二四代、田宮甫を幹事長とする執行部は、平成九年五月一日発足、爾来二年間、執行部十数名は、幹事長の抱負と実践に全幅的信頼をおき、和合一致による一心同体として、会員の負託に應えてきた。

また、常置及び特別委員会が執行部の裏方的立場を理解して、委員長を中心として積極的に執行部に協力されたことを感謝している。

ところで、右各委員会活動に関連し、田宮執行部として、以下の事項の執行を披露させていただき、会員の参考に供したく存じます。



## 一、法曹会の全国組織化

中大法曹会は、中大法曹と称しながら、名実伴わない東京会員（住所・事務所または勤務先）を中心として、四十有余年間運営されてきた。

そこで、総会の議を経て、会則の一部改正をなし、特別委員会を設置（委員長村山芳朗）し、全国組織化の運動を展開し、執行部と村山委員長はすでに広島・横浜・札幌・宇都宮・千葉等へ出向し、賛同協力を求めてきた。かくて、現在、その分局が広島・名古屋・横浜・札幌・浦和・千葉・岩手等々に創設されつつある。

## 二、中大法曹ニュース

従来二年に一度、機関誌「中大法曹」を発刊してきたが、会員への情報提供と中大法曹への関心を得るため、機関誌とは別に、中大法曹ニュースの発行を会報編集委員会（委員長萬羽 了）の奉仕によって実施。

## 三、総会等に修習生招待

修習生は中大法曹の雛鳥であり、準会員として遇するべきとの意向から、先輩との交流を通じて、先輩著名法曹家との名刺の交換ができ、かつ、助言や指導を得させるため、総会または忘年会等に彼らを招待し、所期の目的を果たしつつある。

## 四、司法試験合格者への印鑑の贈与

従来、合格者に対し、大学は祝賀会を開催して来たが、何ら形に残るものは授与していなかった。

そこで、執行部は総会及び先輩の賛同を得て、合格の感慨を永遠に忘れずに後年に至り、母校愛に奉仕する自覚の契機を目的として、中大法曹会は平成一〇年度合格者より、毎年、総会席上、左記祝意状と共に直径一・六cm、長さ六cmの象牙印鑑に受贈者の姓を印刻した時価数万円の印鑑を贈与することに決定し、過ぐる一二月の総会の席上で七〇有余名に対し、その第一回の授与を行った。

受贈者は大変な感激で、祝意状を家宝にしたいと洩らして受領し、また大学当局も百萬言の説明よりも、後進受験生には唯一の刺激であると、萬腔の謝意を表している。

#### 祝 意 状

〇〇〇〇君

貴君は中央大学に学び志法曹への道を選び  
たゆまない研鑽が実り平成一〇年度施行の  
司法試験に目出度く合格

誠に慶賀の外ありません

中央大学法曹会として更めて萬腔の祝意  
を表しその栄誉を記念し将来に亘り

法曹としての誇り高き自覚の伴侶とされる  
ことを期待し茲に優雅な象牙の印鑑を  
贈呈いたします

平成一〇年一二月四日

中央大学法曹会



幹事長

田宮 甫

五、中大法曹会は前記したように、学会会の有力支部であるので、大学及び他の学会支部より、総会・記念式典その他の行事に年間十数回、幹事長に対する招待があり、その都度出席し祝意を表し、法曹会としての和の拡充に努めた。

また、大学及び他の学会会共催のホームカミングデーには、会員及びその家族等二千余名の参加があり、卒業生間の交流の機会であるので、開催の都度、中大法曹会は数万円の高級自転車を寄付している。しかして、当選受領者からは感謝の意を表されている。

#### 六、中大法曹会賞の授与

かねてから、先輩法曹より、卒業式に本会からも学術優秀者に中大法曹会賞の授与を検討すべきとの声があったので、総会の議を経て、その表彰規定を制定し（会則検討委員会・委員長浅見昭一）、平成一〇年度より左記表彰状を交付して、実施することになった。

表彰状

中央大学法曹会賞 白石篤志殿

あなたは夙に法曹への志を抱いて

中央大学法学部に学び研鑽の結果

在学三年次において司法試験に合格しました

このことは本学の学生の範として  
高く評価いたします

よって、中央大学法曹会はあなたの  
将来を期待し茲に副賞を添えて

表彰いたします

平成十一年三月十九日

中央大学法曹会

幹事長

田宮 甫

## 七、司法試験対策

昭和二六年以来、二十数年間、中央大学は司法試験合格者最多を誇り、特に昭和三〇年前後より十数年間は全合格者の三分の一前後を占め、大学の声価を高めていたために、最高裁判事であった故小林俊三先生は、明治法曹物語（日本評論社刊）の中で、「司法権ハ中央大学ニ在リ」と賞賛された（因みに、当時、公認会計士試験六割強、弁理士試験七割の合格者を輩出し、税理士試験もトップ、上級公務員試験も私学のトップ等々であったため、東大を始め官僚共は、中大を国家試験の予備校と非難した）。

しかるに、ここ二十年来、年々、司法試験合格者が激減し、近年に至っては、目を覆うばかりの凋落である。かくして、中大法曹会は勿論、学会においてもこの凋落の阻止につき、議論百出したのは当然であった。

1、法曹会は、優秀な学究的弁護士の献身的奉仕を要請し、中大講師として指導講義を継続し、その実績が上が



りつつある。

2、更に、平成九年には、中大テミスを育む会（事務局長中津靖夫）を発足させ、右指導に対する経済的援助の奉仕に着手した。

3、また、中大法曹会は「司法試験合格マニュアル」を作成し、平成十一年度法学部新生全員に、右マニュアルを交付し、受験の動機づけとその合格への道しるべを与えることにした。

#### 八、大学による対策費の決定

幹事長は、「法科の中央の火を消せない」との母校愛から、合格者凋落阻止に夙に情熱を傾け、大学人の啓蒙のため、評議員会等においても独り獅子口し、また、意のある法学部教授及び理事者との研究懇親を数回開く等々の努力の成果は、大学当局をして前年度に比して、平成十一年度は金九六〇〇万円増の司法試験対策費の計上という念願の一端の実現をみるようになった。

## 任期を終えて



副幹事長  
新井嘉昭

田宮執行部の一員として、二年の任期が終了するにあたり、自らの職務を総括する意味を兼ねて、この二年を振り返ってみることにします。

私と中大法曹会との係わりは、平成三年増田浩千先生の推薦により、法職教育検討委員会の委員に就いたことが始まりです。当時の委員長は中村茂八郎先生です。

その後四年委員をつとめました。平成七年度の、柳沢執行部会では、同委員会の委員長は二弁が担当会で、私が委員長候補者を推挙するよう指示を受け、先輩の先生方をお願いしたところ悉く断わられてしまいました。当時の二弁選出の副幹事長鈴木誠先生に、その旨報告したところ、私が一年前から中大司法特設講座の司法演習担当講師をしていた関係から、右講座のバックアップ委員会でもある同委員会の委員長は、現場に関係している者がよいということで、私が委員長を引き受ける羽目になりました。

右委員会の仕事が二年間で終り、やれやれという時に、田宮先生から、田宮執行部の副幹事長にとのお話を受けました。私が真法会における田宮先生の後輩であり、私の兄（新井弘二）が田宮先生と真法会の入室同期であったため、



声がかかったものと思われれます。

さて、前置はそれくらいにして、この田宮執行部での二年間は、大学をめぐる諸問題をよく知ることができ、大法曹会の組織と会員の皆さんを知るよい機会になりました。副幹事長就任直後、田宮幹事長、大学問題委員長の中津靖夫先生と三人で、大学に出向き、理事長、常任理事、総長、学長の先生方に就任の挨拶をしました。

その席上田宮幹事長は、例の歯に衣着せぬ発言で、大学が抱えている問題点、就中司法試験対策について熱弁を振るわれ、現状について厳しい現実を指摘されたうえで、予算措置等について改善を求めたときには、これ程物をはっきり申上げてよいのだろうかとハラハラしました。それ程迫力ある現状の指摘でした。それが平成一一年度の大学予算において、法職講座の予算が倍額に増額されることに連なったものと思われれます。

この執行部は、スピード感に溢れていました。松戸市に、そんな名前がありました。が、「すぐやる課」ということです。人事案件で、幹事長から法職講座運営委員会の新委員候補者を推薦するようというFAXが、朝の九時半に入りました。その日の五時までという時間指定です。法廷の合間を縫って、法職教育検討委員会の鈴木康洋委員長等と協議しながら、鈴木孟秋先生のご承諾をいただき、定刻までには同先生を推薦できた次第です。私の日ごろのローペースの仕事振りからは考えられないことで、「やればできる」というのがこのときの教訓でした。

私の副幹事長としての主な担当委員会は、法職教育検討委員会です。鈴木康洋委員長、田中茂副委員長はじめ委員の先生方にはお骨折りいただき、感謝しています。中大の司法試験の合格者が激減し、大学別合格者数の順位が降下している現状下、今後ますます重要な委員会になるものと思われれます。

同委員会の活動内容については、鈴木委員長から別稿で報告があると思いますので、詳細は割愛しますが、ひとつだけ、「司法試験在学合格マニュアル」について記します。

この冊子は、夙に指摘されている近時の中大生の司法試験離れは、在学性の試験離れとの認識に立ち、在学生、特



に一、二年生に対し、司法試験はそれ程難しい試験ではないことや、司法試験に向けてどのように勉強したらよいか、基本書は……等々を、平易な文章でコンパクトにまとめたマニュアルです。

この編集は鈴木委員長の下で、「法職プロジェクト小委員会」の六人の各委員が分担して原稿を書き、何回となく討議して完成したものです。全くのボランティアによる賜物です。この新学期から、一、二年生を中心に配布されていますが、出版費用二五〇万円は、中大法曹会の貴重な財源を使わせていただきました。

法職教育検討委員会関係でバックアップしたもう一つの事業に、択一答案練習会があります。現在法職講座を含めて、学内では択一答練は行われていないため、学内で択一答練を実施しようという企画です。

近時大学関係者間で、択一試験合格の重要性が指摘されています。択一に合格しなければ、最終合格に辿りつけないという意味での重要性は、言うまでもないことですが、卒業後も試験勉強の勉強を続けるかどうかの判断基準としての重要性です。最近の学生は、優良企業への就職が可能になり、四年時に択一試験に合格しないと、サッと就職してしまう傾向があります。そこで少なくとも四年時に択一合格をさせ、卒業後の試験離れをくい止めるため、この択一答練を、平成一一年一月から開始しました。

この択一答練は、中大法曹会が、学研連及び中大テミスを育む会と共催で、平成一〇年一〇月中大多摩キャンパス前に新設された司法試験予備校「辰巳法律研究所」が行う択一当練の問題を使用し、主に中大校内で実施するものです。予備校の択一答練の受験料は、一三回の受験で、受験料七、八万円を要し、受験生、特に在学生にとっては、かなりの負担です。そこで予備校と交渉の結果、中大関係の受験生が数百人単位で受験することを前提にして、予備校が実施する同じ問題の提供を受け、試験会場や実施要員は中大が確保することで、一人二万円（一三回実施）で受験できるシステムをつくりました。

この択一当練に要する諸費用は六〇万円強かかりましたが、中大法曹と中大テミスを育む会が折半で負担しています。





## 副幹事長として思うこと

公安調査庁総務部法規課長  
検事

牧野 忠

私は、平成一〇年春、前任の杉山茂久検事の後を受けて、中央大学法曹会の副幹事長に就任しました。

執務の都合上、どうしても自分の思うとおりに時間の割り振りができず、幹事会、各種委員会等に出席できないことが多かったため、何かと皆様にご迷惑をおかけしてしまい、この場を借りて深くお詫びします。

私自身の経験を踏まえても、宮仕えである検事・裁判官が、中大法曹会のために何か役立つことをするのは、かなり限られてしまうのではないかと、せいぜい会費を払うことぐらいではないかという思いでいました（その会費すらも、検事・裁判官に未納者が多いのが実態のようですが）。したがって、中大法曹会が弁護士中心の会となってしまうことは避けられないでしょう。

そうは言っても、弁護士の先生方も、激務の身であることは我々とかわりがなく、いやむしろ、極論をすれば、黙っていても給料が貰える宮仕えの身分に比べ、弁護士の方が、本来の業務以外のことには時間を割くのは大変なことだと思います。

日々多忙な身でありながら、田宮甫幹事長はじめ、幹事の方々、各種委員会のメンバーの先生方が、母校中央大学

の発展のために心を砕いていらっしゃる姿を拝見し、深い感銘を受けた次第です。

ところで、「法科の中大」という世間的評価が段々と無くなりつつあることは、私も承知していましたし、司法試験合格者数の減少傾向が長年続いている以上、このような世評の動きは致し方ないことでしょう。聞けば、真法会の答案練習会が無くなったとか（冬の寒い日でも熱気を感じた答練会場に毎日曜日に通っていた受験勉強時代を思い出します）。どうして答練ができなくなってしまったのか、その詳しい事情は知りませんが、中大の合格者が減少するのも、真法会の答練がなくなるくらいだから仕方がないこと、時代の流れなのかと半分諦めていました。

ところが中大法曹会は、この流れを止めるべく、どうしたら「法曹会の名門・中大」の復活ができるかを真剣に討議され、それぞれの立場から色々のご提案をなされ、またそのための経済的支援も力強くなされているではありませんか。

正直なところ、法曹会の副幹事長になるまで、この実態をよくは知らなかったのです。この点恥入るばかりですが、私は、「法科の中大」の名前に憧れて附属の中大杉並高校に進学したくらいですから、今後は、中大法曹会のため、ひいては母校中大のために少しでもお役に立てれば、またその結果、多くの中大生が法曹の道に進んでこられることになればと願ひ、法曹会の一員として精一杯の努力をしようと思っているところです。



COMPTON ELECTRONIC CORPORATION

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



多摩キャンパス全景



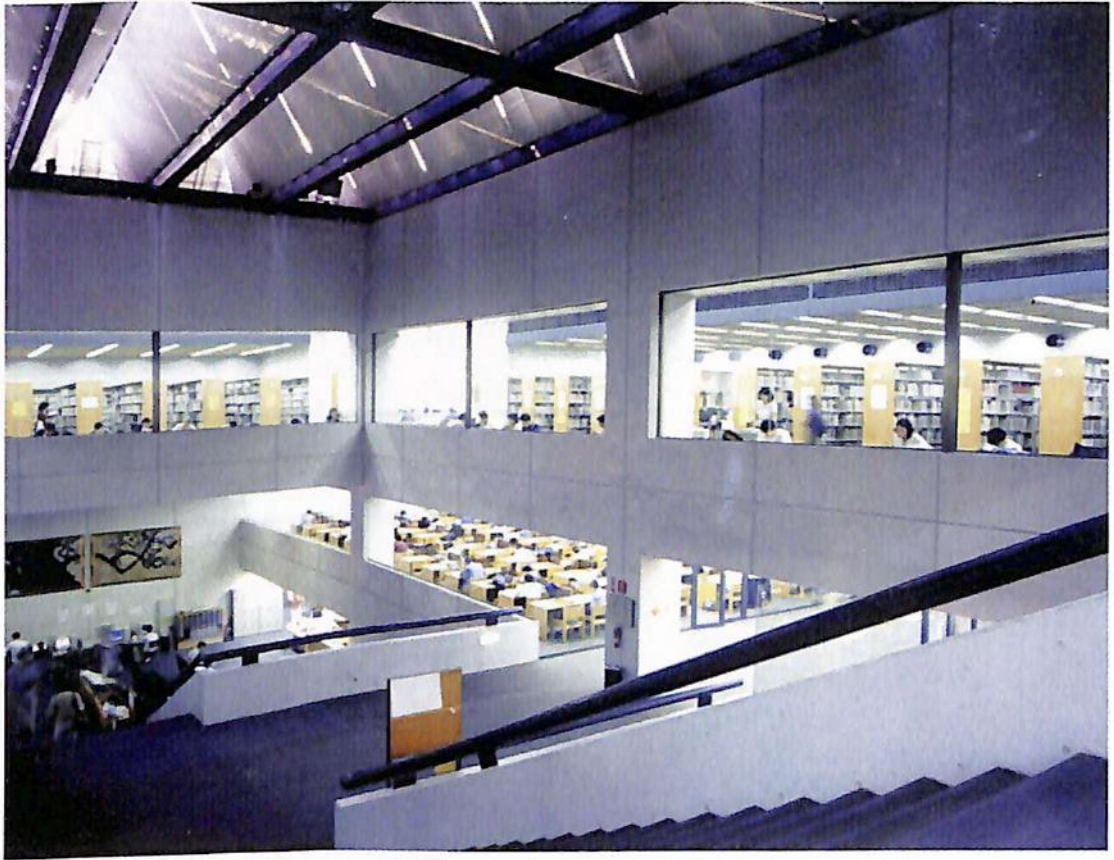


正門からの桜並木



法学部棟（正面中央）





図書館



移設された白門



学生達